

令和4年度
大田区地域協議会について
(報告)

令和4年8月18日(木)
大田区福祉部福祉管理課
法人指導担当

地域協議会とは

- 1 社会福祉充実計画において地域公益事業を行うに当たっては、地域の福祉ニーズを的確に反映させるために関係者の意見を聴取する。
- 2 社会福祉充実計画において地域公益事業を実施しない場合においても、「地域における公益的な取組」を推進するため、以下について協議する。

【協議事項】

- ・地域の福祉課題に関すること
- ・地域で求められる福祉サービスに関すること
- ・関係機関との情報共有及び連携に関すること
- ・「地域における公益的な取組」の取組内容・推進方策に関すること 等

令和4年度大田区地域協議会

- 令和4年5月27日(金) 開催
事務局:大田区社会福祉協議会
委員:大田区地域福祉活動計画推進委員

【議題】

- 1 大田区版重層的支援体制整備事業について
- 2 地域共生社会の実現に向けて
～地域福祉コーディネーターの役割について～
- 3 地域の福祉課題に関すること等について

1 大田区版重層的支援体制整備事業について

大田区版重層的支援体制整備事業における3つの支援構築イメージ

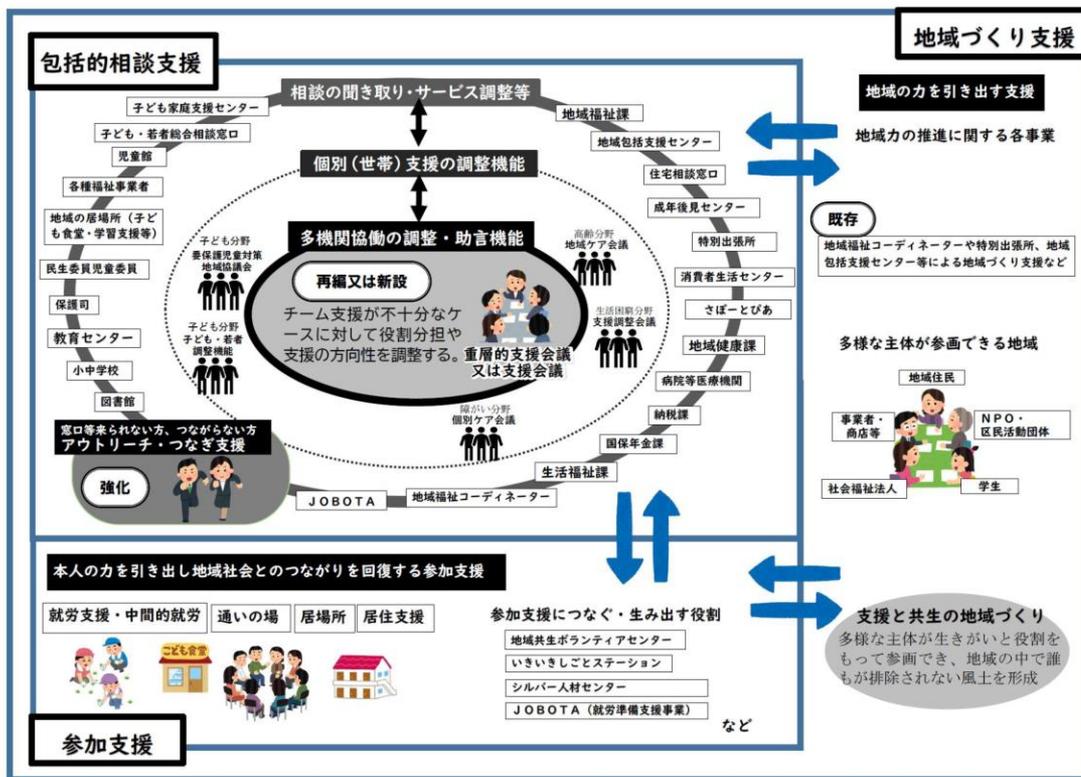
国の考え方

令和2年6月の社会福祉法の改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、区市町村は地域共生社会の実現に努めることとされた。

区の進め方

- これまで区が推進してきた地域力を活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の課題への取組みを「重層的支援体制整備事業」と紐づけ、区全体で包括的に支援する体制に再整理する。
- 区と大田区社会福祉協議会が中心となって、重層的支援（3つの支援）の体制構築を進めていく。

（生活困窮、8050問題、DV・虐待、ヤングケアラー、不登校などの要因が個人・世帯で複合化）
地域で孤立している区民や複合的な課題を抱えている区民等



重層的(3つの支援)支援体制

包括的相談支援

- 属性や世代を問わない相談を受けとめる体制を整備する。
- 各分野での対応力を強化したうえで、多機関の協働を調整する機関を創設する。
- 本人との関係づくりに特化したアウトリーチ支援を強化・拡充する。

参加支援

- 既存の支援では対応できない狭間のニーズに、就労の場、社会参加の場等を地域に生み出す。
- 社会や地域に参画できるよう本人ニーズに合わせた資源とのマッチングやコーディネートをする。

地域づくり支援

- 個別支援での課題を地域で共有し、地域課題として、包括的に支援できるネットワークを構築する。
- 地域課題の解決に、地域住民をはじめ、社会福祉法人、NPO 区民活動団体、企業など多様な主体が参画できる場をつくり、参加支援における地域資源の開発につなげる。

地域づくり支援

地域力を引き出す支援

地域力の推進に関する各事業

既存

地域福祉コーディネーターや特別出張所、地域包括支援センター等による地域づくり支援など

多様な主体が参画できる地域



支援と共生の地域づくり

多様な主体が生きがいと役割をもって参画でき、地域の中で誰もが排除されない風土を形成

2 地域共生社会の実現に向けて(1)

～地域福祉コーディネーターの役割について～

【令和3年度活動報告】

(1) 役割

- ① 個別支援(くらしをまもる)
 - ② 地域支援(つながりをつくる)
- } 一体的に実施

→地域の会議等への参加や関係機関とのつながりづくりを中心に活動

(2) 業務執行体制 (4社会福祉法人の職員により構成)

統括1名、地区担当12名 計13名

(3) 活動から見えてきたこと

- ・ネットワークが拡がり、アウトリーチが深化した。
- ・地域に出向き、地域福祉コーディネーターの存在を知ってもらい、相談が入る流れをつくることが重要

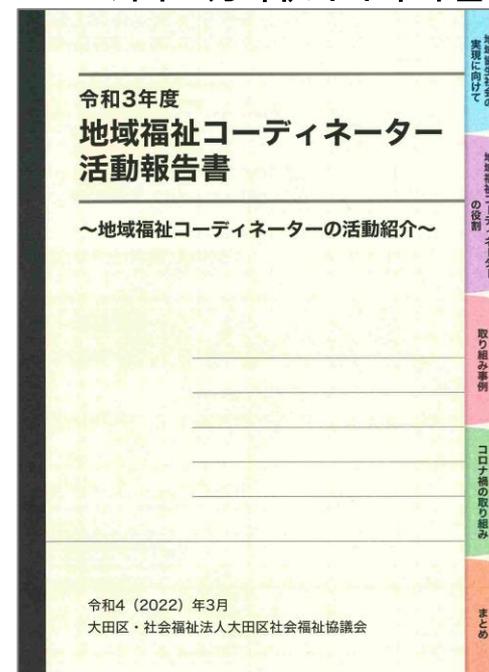
2 地域共生社会の実現に向けて(2) ～地域福祉コーディネーターの役割について～

【令和4年度の活動】

重層的支援体制整備事業の中で、伴走支援・地域支援の中心的役割を担っていく。

★『令和3年度地域福祉コーディネーター活動報告書』

大田区社会福祉協議会の
ホームページに掲載されています。



3 協議事項

地域の福祉課題に関すること等について(1)

【意見等】

- ☆実際に地域福祉コーディネーターに相談した際には、地域の最前線として、行政の施策に横糸を通し、地域と一緒に解決する役割を担ってくれた。
- ☆自分から相談しない人(諦め、暴力等により家庭内のことを知られたくない等)がいる。地域住民と専門性を持つ社協とがそれぞれ役割を担いながら相談に繋がるよう支援していきたい。

3 協議事項

地域の福祉課題に関すること等について(2)

- ☆地域福祉コーディネーターだけでは全ての相談に対応できない。地域の社会福祉法人・民間会社、住民等が支える体制が必要。
- ☆地域協議会は、社会福祉充実計画についてだけでなく、広く地域課題を共有する場として今後も進めていければ良い。

お知らせ

- 地域協議会の議事録については、大田区社会福祉協議会のホームページに掲載されています。
- 各社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実施状況は、WAM NETで公開されている現況報告書で確認できます。
- 「地域における公益的な取組」については、法人のホームページ等において、積極的に情報発信することが重要です。

END

ご清聴ありがとうございました。

【担当】

大田区福祉部福祉管理課法人指導担当
〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区役所本庁舎8階
TEL 03-5744-1215 FAX 03-5744-1520
e-mail hojin-shido@city.ota.tokyo.jp